

令和7年度摂津市医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、エネルギー等の物価高騰の影響を受けている医療施設等を運営する者に対し、予算の範囲内で、医療施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、地域医療体制の継続・維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「医療施設等」とは、市内に所在する次に掲げるものをいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（次号において「保険医療機関」という。）の指定を受けたもの（以下「病院」という。）
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（摂津市立休日小児急病診療所及び社会福祉施設の医务室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けたもの（以下「診療所」という。）
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局の指定を受けたもの（以下「薬局」という。）

2 この告示において「令和5年度支援金」とは、令和5年度摂津市医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和5年摂津市告示第337号）に基づく医療施設等物価高騰対策支援金をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年1月1日において医療施設等を運営する者とする。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる医療施設等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 病院 400,000円
- (2) 診療所及び薬局 100,000円

2 支援金の交付は、医療施設等につき1回に限るものとする。

(交付の通知等)

第5条 市長は、交付対象者のうち令和5年度支援金の交付を受けたもの（以下「令和5年度支援金被交付者」という。）に対し、令和7年度摂津市医療施設等物価高騰対策支援金交付通知書（様式第1号）により支援金の交付の通知を行う。

2 令和5年度支援金被交付者は、前項の通知を受けた際、支援金の交付を受けることの拒否の申出をすることができる。

3 市長は、第1項の通知により示された期限までに前項の申出がないときは、速やかに支援金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）を行い、令和5年度支援金被交付者に対し支援金を交付する。

(交付の方式)

第6条 令和5年度支援金被交付者に対する支援金の交付は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 令和5年度支援金における指定口座に振り込む方式

(2) 前条第1項の通知により示された期限までに、令和7年度摂津市医療施設等物価高騰対策支援金振込口座変更届出書（様式第2号）により前号の指定口座の変更を届け出て、当該届出のあった口座に振り込む方式

(交付の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者（第5条第1項の通知を受けた者を除く。以下「申請者」という。）は、令和7年度摂津市医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、令和8年3月31日とする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、その旨を令和7年度摂津市医療施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第4号）又は令和7年度摂津市医療施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。ただし、交付決定をした場合には、次項の規定による支援金の交付をもって当該通知に代えることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、速やかに支援金を当該申請者

に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。